

令和元年5月秋田市議会臨時会提出案件目次

番 号	件 名
95	秋田市介護保険条例の一部を改正する件
96	秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
97	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
98	県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定を締結する件
99	令和元年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件

議案第95号

秋田市介護保険条例の一部を改正する件

秋田市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和元年5月21日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項から第5項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第6項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度および令和2年度」に、「33,653円」を「28,044円」に改め、同条に次の2項を加える。

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度および令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「28,044円」とあるのは、「43,001円」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度および令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「28,044円」とあるのは、「54,219円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市介護保険条例第4条第6項から第8項までの規定は、平成31年度以後の年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正（平成31年政令第118号）に伴い、第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第96号

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和元年5月21日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正（平成31年総務省令第44号）に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第9号

専 決 処 分 書

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第
1項の規定に基づき専決処分する。

平成31年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年
秋田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第97号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和元年5月21日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

地方税法施行令の一部改正（平成31年政令第87号）に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第10号

専 決 処 分 書

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成31年 3 月 30 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第18条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第98号

県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定を締結する
件

次により建築等工事施行協定を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月21日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 協 定 名 県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定
- 2 工 事 場 所 秋田市千秋明德町地内
- 3 市 の 負 担 額 工事費用の総額19,692,828,000円のうち8,369,451,900円
- 4 負担額の内訳
 - (1) 県・市連携文化施設建築工事 6,006,933,000円
 - (2) 県・市連携文化施設電気設備工事 1,298,958,984円
 - (3) 県・市連携文化施設空気調和設備工事 756,351,675円
 - (4) 県・市連携文化施設給排水衛生設備工事 307,208,241円
- 5 協定の相手方 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐 竹 敬 久

提案理由

県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第99号

令和元年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

令和元年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ586,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,086,806千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月21日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	21,984,153	586,806	22,570,959
	2 国庫補助金	3,699,704	586,806	4,286,510
	歳入合計	134,500,000	586,806	135,086,806

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 商工費		8,934,971	586,806	9,521,777
	1 商工費	8,934,971	586,806	9,521,777
	歳 出 合 計	134,500,000	586,806	135,086,806

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	千円 21,984,153	千円 586,806	千円 22,570,959
歳入合計	134,500,000	586,806	135,086,806

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
7 商工費	8,934,971	586,806	9,521,777
歳 出 合 計	134,500,000	586,806	135,086,806

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	市	債	その他
千円	千円	千円	千円
586,806			
586,806	0	0	0

2 歳 入

1 6 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
5 商工費国庫補助金	千円 27,191	千円 586,806	千円 613,997	1 商工費補助金	千円 586,806
計	3,699,704	586,806	4,286,510		

説	明	
		千円
06 プレミアム付商品券事務費補助金	(産業企)	126,363
07 プレミアム付商品券事業費補助金	(産業企)	360,000
08 プレミアム付商品券事務費補助金	(福祉総)	100,443

3 歳 出

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
2 商業振興費	千円 6,507,944	千円 586,806	千円 7,094,750	千円 586,806	千円	千円	千円
計	8,934,971	586,806	9,521,777	586,806	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 600	【福祉保健部関係】	千円 100,443
4 共済費	688	プレミアム付商品券発行事業	100,443
7 賃金	4,488	【産業振興部関係】	486,363
11 需用費	945	プレミアム付商品券発行事業	486,363
12 役務費	22,500		
13 委託料	69,233		
14 使用料及び賃借料	1,989		
19 負担金、補助及び交付金	486,363		

7 款 商工費